

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供（その6）

FAX 7 枚

令和 2 年 3 月 2 日

医療機関各位

（一社）熊本市医師会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する情報提供等について

今般の新型コロナウイルス感染症について、状況や対応は日々更新されていますので、詳細につきましては、厚生労働省・日本医師会・県医師会・熊本県・市のホームページ等をご参照頂き、最新情報の入手にお努めください。

①第 4 回マスク配布について（医療機関限定）

熊本市より、マスク不足で診療にお困りの医療機関用に追加のマスクの提供をいただきました。第 1 回～第 3 回マスク配布でマスクを受け取られた医療機関も、再度受け取れます。

マスク配布数 1 医療機関 1 セット 50 枚まで（1 セット 50 枚）

マスク種類 普通タイプ（性能クラスレベル 1）

受渡方法 受渡窓口までお越しください。

受渡窓口 熊本市医師会館 事務局（熊本市中央区本荘 3-3-3）

受渡期間 令和 2 年 3 月 2 日（月）より在庫が尽き次第終了

※数に限りがありますので、在庫が尽き次第終了となります。

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～12:30（日祝は対応不可）

※市の備蓄もなくなり、今後医療機関へ提供できる見通しはございません。引き続き不足が予測される医療機関につきましては、節約等にお努めくださいますようお願いいたします。

※パッケージ印刷によると、平成 26 年 10 月納品（保存期間 5 年）のマスクとなりますので、予めご了承ください。

②新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて

慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る電話や情報通信機器を用いた診療、処方箋の送付及びその調剤等に関する留意点については FAX 3～4 枚目をご参照ください。

③院内における感染症対策について

院内による感染症対策の徹底が、厚労省、日医等から呼びかけられています。

医療機関におかれましては、院内感染予防にお努めください。

「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（国立感染症研究所作成）をご参照ください。（FAX 5～6 枚目）

④新型コロナウイルス感染症疑い患者対応フロー（2/17 版）

標記フローについて FAX 7 枚目の通りとなりますので、ご参照ください。

⑤新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査の処理数の限界について

熊本市では、PCR 検査の処理数に限りがあり、保健所にて該当患者の症状・状況等を考慮し、検査の優先度の判断を行われていますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

⑥新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査での不適切事例について

標記検査に不適切な事例があった場合に、その都度、県医師会への報告のご協力をお願いします。

報告書式は熊医会報 FAX ニュース 83 号（2/27）または、県医師会ホームページ（会員向け情報→感染症）をご利用ください。

⑦新型コロナウイルス感染症～市民向け感染予防ハンドブック（東北医科薬科大学病院作成）

市民向けの感染症対策がまとめられたハンドブックとなります。患者さんへのご説明などにご活用できます。ご参照ください。

掲載 URL: <http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>

⑧熊本市医師会ホームページ（各種情報→各種文書・通知資料）へ次の通知資料が掲載されます。ご確認をお願いします。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について
- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について

⑨小中高校等の一斉臨時休校に伴う従業員への労働環境の整備について

市から市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校のご連絡がありました。また、これに伴い児童の世話のために休暇を申し出た従業員に対しては、休暇取得や時差出勤など労働環境の整備について特段のご配慮、ご協力をお願いがありました。

休校期間 3月2日（月）～3月24日（火）

市立幼稚園・保育園及び私立保育園等については通常通り開園。休校期間中の児童育成クラブについては、原則として午前 8 時から午後 6 時まで開設。特別支援学級児童対象の放課後デイサービスも開所されます。

⑩新型コロナウイルス感染症に関するご意見、ご質問等について

標記に関するご意見ご質問等、市医事務局まで [FAX（096-362-1221）](mailto:office@city.kumamoto.med.or.jp) または、[電子メール（office@city.kumamoto.med.or.jp）](mailto:office@city.kumamoto.med.or.jp) にて、お寄せください。

慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る

電話や情報通信機器を用いた診療、処方箋の送付及びその調剤等に関する留意点について

1. 電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で処方箋情報が送付される場合

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合、感染源と接する機会を少なくするため、一般的に、長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるように努めることが原則であるが、既に診断されている慢性疾患等に対して医薬品が必要になった場合には、電話や情報通信機器を用いて診察した医師は、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を処方の上、処方箋情報を、ファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方箋情報に基づき調剤する。

注) 処方箋情報のファクシミリ等による送付は、医療機関から薬局に行くことを原則とするが、患者が希望する場合には、患者自身が処方箋情報を薬局にファクシミリ等により送付することも差し支えない。

- ・ ただし、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療は、「視診」や「問診」だけでは診断や重症度の評価が困難であり、初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合、重症化のおそれもあることから、初診で電話や情報通信機器を用いた診療を行うことが許容される場合には該当せず、直接の対面による診療を行うこと。
- ・ なお、新型コロナウイルスへの感染者との濃厚接触が疑われる患者や疑似症を有し新型コロナウイルスへの感染を疑う患者について、電話や情報通信機器を用いて、対面を要しない健康医療相談や受診勧奨を行うことは差し支えない。その場合、新型コロナウイルスを疑った場合の症例の定義などを参考に、必要に応じて、帰国者・接触者相談センターに相談することを勧奨することとする。

2. 医療機関における対応

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該患者が複数回以上受診しているかかりつけ医等が、その利便性や有効性が危険性等を上回ると判断した場合において、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を電話や情報通信機器を用いた診療で処方することは、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこととする。
- ・ 電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、患者の同意を得て、医療機関か

ら患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することとして差し支えない。

- ・ 医療機関は、処方箋を保管し、後日、薬局に当該処方箋を送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に当該処方箋を手渡し、薬局に持参させる。
- ・ 医師は、ファクシミリ等により処方箋情報を薬局に送付した場合は、診療録に送付先の薬局を記録すること。
- ・ 医師は、3.により、薬局から、患者から処方箋情報のファクシミリ等による送付があった旨の連絡があった場合にも、診療録に当該薬局を記録すること。この場合に、同一の処方箋情報が複数の薬局に送付されていないことを確認すること。

3. 薬局における対応

- ・ 患者からファクシミリ等による処方箋情報の送付を受け付けた薬局は、その真偽を確認するため、処方箋を発行した医師が所属する医療機関に、処方箋の内容を確認する(この行為は、薬剤師法第24条に基づく疑義照会とは別途に、必ず行うこととする)。なお、患者を介さずに医療機関からファクシミリ等による処方箋情報の送付を直接受けた場合には、この確認行為は行わなくてもよい。
- ・ 医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法(昭和35年法律第146号)第23条～第27条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第49条における処方箋とみなして調剤等を行う。
- ・ 調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持や、確実な授与等がなされる方法で患者へ渡し、服薬指導は電話や情報通信機器を用いて行うこととしても差し支えない。また、長期処方に伴う患者の服薬アドヒアランスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、調剤後も、必要に応じ電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を実施する。
- ・ 可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管すること。